

都議会のあり方検討委員会設置要綱

(検討組織の設置)

第1条 東京都議会に、都議会のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会は、東京都議会会議規則第126条第3項に規定する協議等の場とする。

(目的)

第2条 検討委員会は、次の事項について調査・検討することを目的とする。

- (1) 議員の位置づけの明確化について
- (2) 政務調査費について
- (3) その他必要な事項

(構成員)

第3条 検討委員会は、都議会議員のうちから、議長が指名する委員9名以内をもって構成する。

2 前項の委員の選出党派及び人数は、次のとおりとする。

東京都議会自由民主党	3名
都議会民主党	2名
都議会公明党	2名
日本共産党東京都議会議員団	1名
都議会生活者ネットワーク	1名

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に、委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、検討委員会において互選する。

3 委員長は、検討委員会を招集し、その議事を主宰する。

4 委員長は、必要に応じ、検討委員会の了承を得て、関係者の出席を求めることができる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を行う。

(検討結果等の報告)

第5条 委員長は、検討の経緯及び結果について、適宜、議長に報告する。

(設置期間)

第6条 検討委員会の設置は、前条に規定する報告終了までとする。ただし、議員任期満了の日を限度とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な次の事項は、委員長が検討委員会に諮って決定する。

- (1) 全体の審議日程
- (2) 参考人の選定、その他参考人の意見聴取の取扱い
- (3) その他

附 則

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。